

山城国東寺領への触伝達

渡邊 幸奈

はじめに

享保一四年（一七二九）段階における山城国は、朝廷関係約一〇万石のほか、寺社領四万石、幕府蔵入地三万八千石、藩領三万石、旗本知行地一万三千石があり、極めて錯綜した所領構成であったことが知られている。¹ 同国における触伝達の様子については、既に山田洋一氏によって論じられている。² また、山城国旗本天野領における公儀触の伝達について分析した中川博勝氏は、旗本領においては領主と京都町奉行所からの両方の伝達経路があり、領内の村々へ重複して触が伝達されていたことを明らかにしている。³

ところで、山田氏は前掲の論文において、山城国の領主である寺院は、公儀（幕府）触を含む京都町奉行所からの触をその領地の村々に伝達していなかったと指摘している。これに対し、東寺文化財保護課長の新見康子氏は、東寺は奉行所からの触を境内の町（寺内町）に中継・伝達していたと述べている。⁴ したがって、寺院による触伝達の実態については、なお検討の余地があるといえる。以上を踏まえ、本稿では近世山城国東寺領における触伝達を対象に、寺院による触伝達の実態を検討する。⁵

一 東寺寺内町への触伝達

ここではまず、近世の東寺について概観した上で、東寺寺内町への触伝達の実態を確認したい。

東寺は、京都市南区九条町に所在する東寺真言宗の総本山であり、正式には教王護国寺と称される。⁶ 創建以来、しばしば政争や戦乱に巻き込まれながらも時々の政権者・有力者の厚い外護を得ており、江戸幕府も寺領二千三〇石を安堵するなど、厚い保護施策をとっていたことが知られている。江戸時代の東寺の組織に注目すると、年預方・法会方・学衆方などがあり、年預が各組織の責任者であったが、寺官（三綱・中綱）が年預代として、京都町奉行所との事務的な手続きにあたり、また、境内には鎌倉時代末頃に後宇多法皇の御願によって創建された子院一五カ院（二一カ院ともいう）があったが、一七世紀後半～一八世紀前半に至って存立が困難になり、寛保元年（一七四一）には観智院を含む八カ院のみが存続していた。観智院は真言宗の勧学院といわれた東寺教学振興の中心的存在であった。⁷

さて、新見氏の教示によると、東寺が寺内町に伝達していた触は東寺観智院金剛藏聖教目録（古文書篇）⁸より確認できるとのことであ

る。同目録（古文書篇）の触関係史料を【表1】に示した。このうち、宝暦六年（一七五六）六月四日、慶長銀・古銀と文字銀の引替に関する触（【表1】36）、同七年七月九日、紀伊大納言逝去につき鳴物停止を命じる触（【表1】60）、同八年三月二四日、古金の引替および古金質入の禁止に関する触（【表1】75）が『京都町触集成』¹⁰に収録されている。また、これら三通の触は、東寺の子院の一つである宝蔵院目代岡本長桂から、大宮大路沿いの東寺境内寺地である石橋町・中之町・慶開町・塔角町へ伝達されており、年寄四人の請印が押されている。近世を通じて寺内町への触伝達の形態・経路に変化があったか否かについては検討を要するものの、ここでは少なくとも、宝暦期には京都町奉行所↓東寺（宝蔵院目代）↓東寺寺内町という経路で触が伝達されていたことを確認しておきたい。

二 東寺領の村々への触伝達

領主としての東寺は、山城国のうち幡枝村（愛宕郡）、西院村、西九条村、西八条村、東寺廻り、七八条村、中堂寺村、朱雀村、唐橋村（以上葛野郡）、上烏羽村（紀伊郡）の一〇カ村、計二千石余を支配しており、これらの村々は複数の領主によって支配される相給村であった【表2】。現在、山田氏による調査では東寺領の村々への触伝達の様子が検討されておらず、課題として残されている。したがって、ここでは右に挙げた村々に伝来した史料の分析を通して、東寺による触伝達の様子を検討したい。ただし、結論から述べれば、分析の主な対象である触留・御用留が旧東寺領の地域にほとんど伝来しておらず、現時

点では山田氏の提示した「山城国の領主である寺院が公儀触を領知の村々に伝達したか否か」という課題を十分に検討することは困難である。しかし本稿では、若干ではあるが調査によって確認できた関連史料を示して、今後の検討に資することにした。

今回の調査では、西院村に伝来した近藤（光）家文書、および唐橋村に伝来した竹内（新）家文書に触留とその関連史料が確認できた（以下、それぞれ近藤家文書、竹内家文書とする）¹¹。

まず、近藤家文書についてみていきたい。西院村は宮家・公卿・寺社など七〇の所領に分割される相給の村である¹²。同家文書によれば当主は一八世紀後半は「三四郎」と名乗っており、西院村の知恩院領の庄屋を勤めていたようである¹³。東寺領に伝来した文書群ではないが、参考のために触伝達の経路について確認しておこう。近藤家文書には、表紙に「寛政二申五月」と記された触留が伝来している。ただし、寛政二年の干支は庚戌であり、また、内容から判断しても、同史料は天明八年五月以降の触を記録したものである。同じく内容から年代が特定できるものとして、寛政三年二月以降の触を記録した「御触」¹⁵、同年一二月〜翌四年六月までの触を記録した触留¹⁶が確認できた。天明八年の触留の一例として、同年七月の酒造石高および酒造道具の調査を命じる公儀触がある。翌八月に江戸から京都町奉行所に到来している。公儀触を受け取った京都町奉行の池田筑後守長恵と山崎大隅守正祥は連名で、触を「郡切」に回達するよう雑色の松尾左兵衛・松村三郎左衛門・五十嵐源吾に命じており、西院村には山城国の坤（南西）への触伝達を担当した松村を通じて触が伝達されている。以上のような京都町奉行↓雑色↓庄屋という公儀触の「郡切」の伝達経路は、近

藤家文書に伝来した他の二冊の触留でも確認できる。ただし、雑色より触を受け取った庄屋（惣代庄屋）がどのようにして村内へ触を回達したのかについては記述を欠いており判然としない。

次に、竹内新之丞家に伝来した竹内家文書についてみてみよう。唐橋村一千二十四石余は、東寺を含め朝廷・公卿・幕府領など八つの所領に分割されており、禁裏御料が一千石とその大半を占めていた。¹⁷ また、元禄三年（一六九〇）には本村の西唐橋村と枝村の東唐橋村に分村しており、東唐橋村の百姓は東寺廻りに居住していたことが明らかにされている。竹内新之丞は、安政四年（一八五七）、唐橋村と西八条村との間で起きた川ざらえをめぐる争論の済状に「東唐橋兼東寺廻り庄屋」として名がみえることから、当時、東唐橋村および東寺廻りの庄屋を兼任していたものと考えられる。また、新之丞は東寺の惣構南西に位置する「寺内出在家」に居住していた。さて、竹内家文書のうち、東寺の触伝達の実態を知る上で興味深いのは、嘉永七年（一八五四）十一月の触の控である。¹⁹ やや長文であるが、次にその内容を示す。²⁰

【史料】

博奕諸勝負之儀二付是迄毎度従 公儀御触有之、寺門ニおゐても取締方申渡置二付、相慎候儀者勿論之事ニ候得共、年数茂相立候儀故、若輩之者共者不相弁自然心得違之ものも有之候而者不宜、尤右者一鉢之風儀ニも拘り、勿論追々増長いたし候得者家産をも失ひ、其上当所之住居も難出来程之場ニも及び可申儀ニ候間、公儀御法度之博奕諸勝負者申二不及、都而流弊之悪風を相去り可申

候、此度別段従 公儀御触者無之候得共、当所之風俗近来追々陵遅致シ、悪風ハ日々二洪蔓候故、中二者父母兄弟妻子流離致し、家名断絶ニも及び可申茂難計程之者も有之哉相聞へ、甚以歎ケ敷事ニ而、向後互ニ相励銘々之家職・家業出精致シ追々風俗茂純厚ニ相成候ハ、当所之繁栄ハ申迄も無之弥子孫永続之籌ニ候間、銘々無油断相励悪風相去り居様可致候、右御衆評之上被 仰出候間申触之候、以上

寅十一月

雑掌

年預代

近来御門前百姓方実躰淳朴之風儀取崩シ輕薄懶惰ニ押移候二付、已前者相応之暮し方致し罷在候者も追々難渋必死ニ趣キ候儀共多分相成候旨、於御地頭様茂 御賢慮ニ被為 懸孝行実意家業出精之者江御褒美被下置、且御褒被為成置、放逸懶惰不行跡之者共者御咎メ、且御叱り被為成置、猶又今般右之通御触流有之、呉々も風儀取直し子孫永続可致之旨被為仰渡候儀、誠ニ以難有仕合二付、役前年輩之者共ハ不及申、若者末々ニ至迄鹿略ニ奉存候ハ、冥加可恐入儀候間、格別ニ精力を励無油断相勤可申候事

一、博奕諸勝負之事

一、遊勢之事

一、夜遊之事

一、衣服諸道具高直之品相用候事

一、八百屋・菓子店等江^(町)寄候事

一、髪結床・風呂屋并他所ニ而長居致候事

一、花角力・浄瑠璃合力之事

右箇条者御触面二有之候悪風之廉二候間、堅禁断可致候、且又婚禮葬式義理祝儀等之儀者は迄通愈堅相守随分有略可致候事

一、家業出精專一之事

一、御役大切二可致事、但御用相済候ハ、半日一時たりと茂家業可相勤事

一、家内和合孝心実意礼節可相慎候事

一、寄合・集会・歛席致間敷事

一、朝起并夜仕事之事

右箇条者 御触面二有之候永統之基ヲ開キ候廉候間、堅相守可申候、尤当所者古来ノ農業を専務之致来候故為筋与唱江、新規之義等企候儀ハ意外之損失を招キ、却而長久繁栄之基茂相立申間敷哉二候間、一円二伝来之家職家業相勤、質素儉約相守可申候、附而者役前年輩之中ハ時々夫々之田畠見廻り作物振興悪敷田畠荒蕪之向茂有之候ハ、寄合之節急度沙汰二可及候、勿論右之趣不相守者有之候而茂等閑ニ差置不申様、於役前茂互ニ吟味可致候事

嘉永七年寅十一月

右規定之通一同堅相守可申候、若相違之義御座候ハ、先規之通御取計可被成下候、其節ニ至り一言之歎ケ間敷義申間敷候、為後日連印依而如件

(差出・宛名省略)

この触は東寺の雑掌・年預代によつて伝達されたもので、「此度別段従 公儀御触者無之」とあるように、東寺が独自に発した門前の風俗取締に関する触である。これに対し、田中町・同出在家・寺内町・

同出在家・新在家・南出在家の七六人、および「若中」として三五人の者が連印し、「寺内出在家年寄後見」の庄屋新之丞ほか、各町の年寄・年寄後見五人へ請書を差し出している。また、竹内家文書には、同じく嘉永七年十一月付の「御触訳書」²¹が伝来している。同史料では、東寺の雑掌・年預代からの触を記した後、それに関連して博奕禁制、家産失墜、流弊悪風、古風陵遅・悪風汚穢などについて漢字仮名交じりで説明が加えられており、漢字には振り仮名が付されている。さらに、同史料の表紙に「御境内役前惣中」とあることから、寺内各町の役人が町人に触の順守を徹底させることを目的に作成したものと考えられる。

ところで、ここに掲げた【史料】、およびその伝達経路についてはどのように評価できるだろうか。まず、冒頭に「博奕諸勝負之儀二付是迄毎度従 公儀御触有之、寺門ニおゐても取締方申渡置」とあることから、嘉永七年十一月以前にも江戸から到来した公儀触を受け、東寺がしばしば寺内各町に風俗の取締を命じていたことがうかがわれる。また、公儀触が東寺に到来する通常の経路は、先に確認したように京都町奉行所を介するものであったと推測される。これは寺内町への触伝達経路と一致するものであり、東唐橋村の庄屋を兼ねている新之丞が伝達に関わったのも、当人が寺内町に居住していたためであったと考えられる。したがって、本史料からも東寺が寺内町以外の領地の村々へどのように触を伝達したのかを判断することはできない。なお、本稿では十分に分析することが叶わなかったが、竹内家文書には文政七年（一八二四）の「御公辺・御地頭御用留」²²が伝来しており、京都町奉行所の雑色松村三郎左衛門によつて伝達された触などが記録

されていることを参考までに付記しておく。

おわりに

以上、本稿では山城国東寺領における触伝達を対象とし、領主としての寺院による触伝達の実態を検討したが、筆者の力が及ばず、依然として多くの課題を残すこととなった。ただし、山城国における幕府の広域行政と、朝廷・寺院・武家などの多様な領主による支配との相互関係の解明自体、現在もお個別事例の蓄積が求められる段階である。触伝達経路もまた例外でなく、今回の調査結果のみを以て領主寺院による触伝達の有無を断定することはできない。今後は、新しい史料の発見が期待されるとともに、触を出す側と受け取る側、双方の史料を用いた分析を進めていく必要があるだろう。

【謝辞】

本稿の執筆にあたっては、山田洋一氏による関連史料の調査成果を参考にさせていただくとともに、新見康子氏より東寺についてご教示を賜った。記して感謝申し上げたい。

(京都府立大学文学研究科史学専攻博士前期課程一回生)

【註】

- 1 「山城国」『日本歴史地名大系』、平凡社、一九七九～二〇〇四年（ジャパンナレッジ版）。
- 2 山田洋一「近世『徳川領国』における山城国の構造」京都府立総合資料館『京都府立総合資料館紀要』三六・二〇〇八年、三三～一八一頁。
- 3 中川博勝「山城国旗本天野領における公儀触の伝達」京都府立大学文学部歴史学科『京都府立大学文化遺産叢書』二六 京丹後市久美浜町太刀宮文書（久美浜代官所郡中代等文書・佐治家資料調査と御用留横断研究、二〇二三年、一四七～一五二頁）。
- 4 山田洋一「御用留横断研究について」『京都府立大学文化遺産叢書』二六 京丹後市久美浜町太刀宮文書（久美浜代官所郡中代等文書）・佐治家資料調査と御用留横断研究、一三九頁註四。
- 5 本稿は、筆者が近世の寺院に関心をもつことから、山田氏の依頼を受けて執筆したものである。また、関連史料については「近世領主並びに近世村町別閲覧可能関連文書一覧」山城編一・二（『京都府立総合資料館紀要』二九・三〇）を参考にした。
- 6 「東寺」『日本歴史地名大系』。
- 7 新見康子「東寺境内の変遷と京都」地方史研究協議会『京都という地域文化』、雄山閣、二〇二〇年、六三～九一頁。
- 8 上島有「近世と其の後の東寺」『東寺・東寺文書の研究』、思文閣出版、一九九八年、七七～一四八頁。
- 9 京都府立総合資料館編『東寺観智院金剛藏聖教目録』二〇・二一（古文書篇一・二、京都府古文書等緊急調査報告）、京都府教育委員会、一九八五・一九八六年。京都府立京都学・歴史館収集写真帳「東寺観智院金剛藏聖教文書」（中集古S306）、同「東寺観智院金剛藏聖教（調査用）」（中集古S308）。
- 10 京都町触研究会『京都町触集成』第三卷一七四七・一九〇九、岩波書店、一九八四年。

- 同『京都町触集成』第四卷一二、岩波書店、一九八四年。
- 11 いずれの文書群も京都市歴史資料館の写真帳によって閲覧可能である。
- 12 享保一四年（一七二九）の山城国高八郡村名帳による（『西院村』『日本歴史地名大系』）。
- 13 京都市『史料京都の歴史』第一四卷（右京区）、平凡社、一九九四年、右京区関係文書目録・解説五六頁。なお、解説では「近藤家は、江戸時代西院村の大庄屋をつとめた家」とされているが、近藤家文書のなかには大庄屋のほかは村庄屋、惣庄屋とする史料も確認される。同家の惣庄屋・庄屋のあり方は今後の課題としたい。
- 14 近藤家文書U77—450上。
- 15 近藤家文書U77—440。
- 16 近藤家文書U77—478。
- 17 「唐橋村」『日本歴史地名大系』。
- 18 京都市『史料京都の歴史』第三卷（南区）、平凡社、一九九二年、一〇三—一〇四頁。
- 19 竹内家文書M6—A3。
- 20 【史料】（竹内家文書M6—A3）のうち、冒頭「博奕諸勝負之儀二付」から、七行目「別段従 公儀」までは京都市歴史資料館写真帳で確認することができなかった。「御触訳書」（竹内家文書M6—A2）と同内容であるとの判断から、同史料により未確認部分を補って掲載した。
- 21 竹内家文書M6—A2。
- 22 竹内家文書M6—D4。

【表2】 山城国東寺領 村名・石高一覧

	村名	旧郡名	現在の行政区	村石高 (石)	東寺領 (石)
1	幡枝村	愛宕郡	京都市左京区	715.97100	263.54100
2	西院村	葛野郡	京都市中京区、右京区	2885.47257	610.38200
3	西九条村	葛野郡	京都市南区、下京区	1321.86730	261.04000
4	西八条村 (八条村)	葛野郡	京都市南区	367.96216	76.97766
5	東寺廻り	葛野郡	京都市南区	167.56070	37.55270
6	七八条村 (八条村の内)	葛野郡	京都市下京区	222.39275	198.63665
7	中堂寺村	葛野郡	京都市下京区	881.59500	13.87600
8	朱雀村	葛野郡	京都市下京区	374.37190	0.52100
9	唐橋村	葛野郡	京都市南区、下京区	1244.92000	22.11600
10	上鳥羽村	紀伊郡	京都市南区	3720.85200	545.92000

※「旧高旧領取調帳データベース」(https://www.rekihaku.ac.jp/up-cgi/login.pl?p=param/kyud/db_param)を基に筆者作成。

【表1】 東寺観智院金剛蔵聖教目録 20・21（古文書篇 1・2）による 触および関係史料

	年月日	西暦	名称	箱番号	番号	枝番
1	元禄6年10月朔日	1693	邪法執行禁止ノ触ニ付施行状	又別4	17	
2	正徳6年2月22日	1716	東寺門前触書	281	50	
3	享保16年12月4日	1731	触祈禱文書写	288	31	1~2
4	戊（宝暦4年）閏2月	1754	衆議条々触書并請書	又別35	23	
5	宝暦4年4月23日	1754	高瀬川筋四条上ル紙屋町八幡屋宗仙ノ妻妙玄不知行方ノ触并四町請状	144	162	
6	宝暦4年6月25日	1754	灰吹銀潰シ銀等銀座之外他所売買停止・江戸上野牡丹屋太右衛門和人参売弘メノ両触并四町請状	144	163	
7	宝暦4年7月24日	1754	伏見兵部卿宮薨去ニ付鳴物停止ノ触并四町請状	144	164	
8	宝暦4年8月18日	1754	富貴宮智恩院入寺ニ付火之用心ノ触并四町請状	144	165	
9	宝暦4年9月22日	1754	仁和寺宮薨去ニ付鳴物停止ノ触并四町請状	144	167	
10	宝暦4年11月7日	1754	新嘗会ニ付諸事穩便・火葬停止ノ触并四町請状	144	168	
11	宝暦4年11月10日	1754	茶屋・旅籠・傾城町等風俗取締ノ触	144	169	
12	宝暦4年11月	1754	貞享改暦ノ触并四町請状	144	170	
13	宝暦5年正月	1755	酒造米之儀ニ付定数ノ触并四町請状	144	173	
14	宝暦5年3月21日	1755	内侍所仮殿上棟・本殿修復ニ付火之用心ノ触并四町請状	144	175	
15	宝暦5年5月1日	1755	子供かとかわかし取締ノ触并四町請状	144	176	
16	宝暦5年5月5日	1755	西京三軒町柏屋むめ倅亀吉不知行方ノ触并四町請状	144	177	
17	宝暦5年5月17日	1755	内侍所仮殿上棟・渡御ニ付火之用心ノ触并四町請状	144	178	
18	宝暦5年6月13日	1755	内野相生町大坂屋平兵衛しも不知行方ノ触并四町請状	144	179	
19	宝暦5年6月23日	1755	内野相生町大坂屋平兵衛しも不知行方ノ触并四町請状	144	180	
20	宝暦5年7月15日	1755	女院御所禁裏江御幸ニ付火之用心ノ触并四町請状	144	182	
21	宝暦5年8月2日	1755	出火之節見物人取締ノ触并四町請状	144	183	
22	宝暦5年8月24日	1755	女院御所禁裏江御幸ニ付火之用心ノ触并四町請状	144	184	
23	宝暦5年8月29日	1755	分銅改ニ付触并四町請状	144	185	
24	宝暦5年9月1日	1755	七条新地上三之宮町万屋治兵衛母かね不知行方ノ触并四町請状	144	186	
25	宝暦5年9月16日	1755	内侍所渡御ニ付火之用心ノ触并四町請状	144	187	
26	宝暦5年9月24日	1755	有栖川尹宮薨去ニ付鳴物停止ノ触并四町請状	144	188	
27	宝暦5年10月11日	1755	女院御所禁裏御幸ニ付火之用心ノ触并四町請状	144	189	
28	宝暦5年11月6日	1755	新嘗会ニ付諸事穩便・火之用心ノ触并四町請状	144	190	
29	宝暦5年11月20日	1755	女院御所禁裏御幸ニ付火之用心ノ触并四町請状	144	191	
30	宝暦5年11月25日	1755	御入内ニ付物見之者停止・火之用心・自身番ノ触并四町請状	144	192	
31	宝暦5年11月26日	1755	上使松平出羽守上京ニ付道筋掃除・火之用心等ノ触并四町請状	144	193	
32	宝暦5年11月29日	1755	仁王像玉眼之水晶買上御用ノ触并四町請状	144	194	
33	宝暦6年4月13日	1756	故伏見殿御簾中薨去ニ付鳴物停止ノ触并四町請状	144	196	
34	（宝暦6年）4月18日	1756	所司代明キニ付火之用心ノ触并四町請状	144	197	
35	宝暦6年4月24日	1756	新町頭上清蔵口町大和屋伊兵衛伯母慈光不知行方ノ触并四町請状	144	198	
36	宝暦6年6月4日	1756	慶長銀・古銀ヲ文字銀引替ノ触并四町請状	144	199	
37	宝暦6年7月1日	1756	西尾隠岐守上京ニ付自身番・松平右京大夫所司代就任出迎ニ付ノ触并四町請状	144	200	
38	宝暦6年7月5日	1756	西園寺前左大臣殿薨去ニ付鳴物停止ノ触并四町請状	144	201	
39	宝暦6年8月1日	1756	於西丸姫君様御誕生ノ触并四町請状	144	202	
40	宝暦6年8月5日	1756	千代姫君様名前披露ノ触并四町請状	144	203	
41	宝暦6年8月21日	1756	元智願寺通玉屋町升屋かね倅勘兵衛姪ひさ不知行方・薬種商売へ金銀ねだる者ノ取締ノ触并四町請状	144	204	
42	宝暦6年9月20日	1756	分銅改ノ触并四町請状	144	205	
43	宝暦6年9月22日	1756	城州葛野郡西院村高山寺門前捨子ノ触并四町請状	144	206	
44	宝暦6年10月8日	1756	菜種他国売り停止ノ触并四町請状	144	207	
45	宝暦6年10月10日	1756	醍醐前左府殿薨去ニ付鳴物停止ノ触并四町請状	144	208	
46	宝暦6年11月21日	1756	火消水夫出之節諸事心得・女院御所禁裏幸ニ付火之用心ノ触并四町請状	144	209	
47	宝暦6年11月27日	1756	偽ノ銀座改役有之ニ付触并四町請状	144	210	
48	宝暦6年閏11月9日	1756	火之用心諸心得ノ触并四町請状	144	211	
49	宝暦6年12月7日	1756	くわへきせる往来停止ノ触并四町請状	144	212	
50	宝暦6年一月2日	1756	福引ト名付勝負停止ノ触并四町請状	144	195	
51	宝暦7年2月	1757	本尊開帳ノ節壹元院様以降女院女御寄附物為拝儀停止ノ触并四町請状	144	213	
52	宝暦7年3月3日	1757	女院御所禁裏御幸ニ付火之用心ノ触并四町請状	144	214	
53	宝暦7年3月8日	1757	於町方我等家来之者買掛り・ねたり言・公事訴訟之内意ニ付火之用心ノ触并四町請状	144	215	
54	宝暦7年4月7日	1757	小川頭妙覚寺墓所捨子ノ触并四町請状	144	216	
55	宝暦7年4月17日	1757	千代姫君様逝去ニ付鳴物停止ノ触并四町請状	144	217	
56	宝暦7年5月3日	1757	投火取締・火之用心ノ触并四町請状	144	218	

第二部 公儀触等の伝達研究

57	宝暦7年6月21日	1757	北野社内迷子ノ触并四町請状	144	219	
58	宝暦7年6月29日	1757	所司代・町奉行・役人往来之節無礼仕間敷ノ触并四町請状	144	220	
59	(宝暦7年) 6月	1757	寺町押小路下ル町夜分礫打見物停止ノ触	144	221	
60	宝暦7年7月9日	1757	紀伊大納言逝去ニ付鳴物停止ノ触并四町請状	144	222	
61	宝暦7年7月15日	1757	女院御所禁裏御幸ニ付火之用心ノ触并四町請状	144	223	
62	宝暦7年7月20日	1757	家別ニ宗門寺請状取置ベキノ触并四町請状	144	224	
63	宝暦7年8月5日	1757	東山光雲寺祠堂金小貸借停止ノ触并四町請状	144	225	
64	宝暦7年8月27日	1757	女院御所禁裏御幸ニ付火之用心ノ触并四町請状	144	226	
65	宝暦7年9月20日	1757	暁町平八店十右衛門夫婦殺害ス召仕伊兵衛人相書ノ触并四町請状	144	228	
66	宝暦7年9月28日	1757	女院御所禁裏御幸ニ付火之用心ノ触并四町請状	144	229	
67	宝暦7年10月25日	1757	所司代・町奉行巡見之節無礼仕間敷ノ触并四町請状	144	230	
68	宝暦7年11月10日	1757	新嘗会ニ付諸事穩便・火之用心ノ触并四町請状	144	231	
69	宝暦7年11月13日	1757	高倉通蛸薬師之四辻迷子ノ触并四町請状	144	232	
70	宝暦7年12月16日	1757	田舎地紙入京売買停止ノ触并四町請状	144	233	
71	宝暦7年12月25日	1757	仲ケ間以外之錢屋仲ケ間加入スベキノ触并四町請状	144	234	
72	宝暦7年12月28日	1757	帯刀之者借宅等諸事ノ触并四町請状	144	235	
73	宝暦8年2月29日	1758	大仏殿勸化物取集ノ触并四町請状	144	238	
74	宝暦8年3月19日	1758	京都町人長崎下行之時糸割符年寄へ相届ベキノ触并四町請状	144	239	
75	宝暦8年3月24日	1758	古金引替之儀・古金質入停止ノ儀ニ付触并四町請状	144	240	
76	宝暦8年4月16日	1758	六条新地鍵屋町迷子ノ触	144	241	
77	宝暦8年5月4日	1758	覆面頭巾停止ノ触并四町請状	144	242	
78	宝暦8年5月8日	1758	江戸下リ荷物順番飛脚問屋限り・仮絵符停止ノ触并四町請状	144	243	
79	宝暦8年6月3日	1758	女御臨産ニ付御使道筋木戸通行ノ触并四町請状	144	244	
80	宝暦8年6月5日	1758	三条通御幸町之辻迷子ノ触并四町請状	144	245	
81	宝暦8年7月3日	1758	若宮誕生ニ付火之用心ノ触并四町請状	144	246	
82	宝暦8年8月4日	1758	三条堀川西入町迷子ノ触并四町請状	144	247	
83	宝暦8年9月4日	1758	京都大津米売買会所之外米売買停止ノ触并四町請状	144	248	
84	宝暦8年9月23日	1758	八十宮薨去ニ付鳴物停止ノ触并四町請状	144	249	
85	(宝暦8年) 9月27日	1758	八十宮薨去ニ付鳴物停止ノ触并四町請状	144	250	
86	宝暦8年9月30日	1758	悪秤千木等之改・悪秤千木売買停止ノ触并四町請状	144	251	
87	宝暦8年10月20日	1758	三条大橋大破ニ付人馬往来停止ノ触并四町請状	144	252	
88	(宝暦8年) 12月12日	1758	京都明礬会所相建ニ付触并四町請状	144	253	
89	宝暦9年7月	1759	寺用水抜溝一件并本山触書廻状(包紙)	288	77	1～5
90	天明6年12月	1786	公用触達并臨時勸化之儀ニ付高野山集議惣代平等院・宝亀院連署請書案	又別35	44	
91	寛政8年11月	1796	入寄禁止ノ御触ニ付請状	又別4	83	5
92	文政10年2月3日	1827	紀州末寺触廻達文書写	144	273	1～3
93	文政10年4月18日	1827	公儀触達ニ付高野山学侶惣代成福院請書案	又別35	53	
94	明治3年7月9日	1870	社寺組合末寺取調布告触書并雛形	279	7	1～2
95	明治3年7月9日	1870	社寺組合末寺取調布告触書	279	7	1
96	子年4月20日	—	御土居藪竹の子取・枝折り停止ノ触	144	285	1～2
97	子年4月20日	—	御土居藪竹の子取・枝折り停止ノ触	144	285	1
98	子年4月	—	御土居藪竹の子取・枝折り停止ノ触	144	285	2
99	寅年5月24日	—	井上河内守逝去ニ付鳴物停止ノ触	144	286	
100	申年4月2日	—	訴状之書様吟味ノ触	144	292	
101	亥年7月	—	三笠博奕停止ニ付武家寺家へノ触	144	294	
102	午年6月16日	—	神泉苑門前町年寄伝兵衛御触書請書	254	94	2
103	午年8月14日	—	神泉苑門前町年寄伝兵衛御触書請書	254	94	3
104	戌年2月21日	—	本山触書廻状	288	77	3
105	(年不詳) 2月15日	—	火之用心ノ触并四町請状	144	298	
106	(年不詳) 3月23日	—	御即位ニ付自身番・火之用心ノ触并四町請状	144	301	
107	(年不詳) 3月24日	—	臨時御祈ニ付自身番・火之用心ノ触并四町請状	144	302	
108	(年不詳) 12月21日	—	台徳院様三三回忌勸修ニ付触并畿内触頭書上	144	326	
109	(年不詳) 12月23日	—	(隠岐国分寺) 東寺触状ノ請状追而書	144	328	
110	(年不詳) 2月9日	—	仁和寺宮灌頂持金剛衆触状写し(本紙)	152	127	
111	(年不詳) 3月21日	—	京都城主人足・馬先触	283	266	

表紙の解説

			1	2	3	4
	9			5	6	
				7	8	
	(裏)			(表)		

- 1 触留が多数展示されていた 2023 年「第 49 回愛知県公文書館企画展 新・収蔵資料展 ～古文書にみる尾張の町と三河の村～」の展示風景 山田洋一撮影
- 2 奈良町の町家をイメージした奈良市史料保存館の外観 山田洋一撮影
- 3 道標「古文書館通り」と川下りの船（船頭さんが「ここ（建物）は柳川の古文書館」と説明されていた） 山田洋一撮影
- 4 柳川古文書館の外観 山田洋一撮影
- 5 仙台伊達家領大肝入(大庄屋)吉田家文書の天保 13 年(1842)「定留」(御用留)の表紙(2011 年東日本大震災の大津波で被災、その後修復) 陸前高田市教育委員会提供 *別表 No.16、コラム 1 参照
- 6 地元の実業家が古物商から買い戻し大正 10 年(1921)に当時の小松町に寄贈された天保 13 年 7 ～ 12 月「小松藩会所日記」の表紙 西条市立図書館小松温芳図書館郷土資料室提供 *別表 No.106 参照
- 7 戦時中に大阪府立中之島図書館に保管を委託され、大阪大空襲から逃れた天保 13 年「御触書承知印形帳」（菊屋町文書）の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.80 参照
- 8 維新期に散逸した加賀前田家治政資料の書写による収集事業で作成され、のちに寄贈された天保 12 ～ 14 年「郡方御触留帳」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫）の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.56 参照
- 9 高田城跡（上越市）に再建された高田城三重櫓 山田洋一撮影

京都府立大学文化遺産叢書 第 37 集

公儀触等の伝達研究と触研究への情報提供あり方研究

編集 山田洋一・東 昇

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒 606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2025 年（令和 7）6 月 30 日

印刷 株式会社 北斗プリント社
